

## &lt;報道発表資料&gt;

E-mail: a2640-06@pref.saitama.lg.jp

令和4年9月30日

**S T O P ! ! 不正軽油**  
— 10月は全国不正軽油撲滅強化月間です —

不正軽油とは、県の税金である軽油引取税の脱税を目的として、軽油に灯油や重油などを混ぜた燃料のことや、自動車の燃料として使用される灯油や重油のことをいいます。

不正軽油の製造・運搬・販売・使用は、軽油引取税の脱税にとどまらず、公正な市場競争を阻害し、環境や県民の健康にも重大な影響を与える犯罪行為です。

10月は「全国不正軽油撲滅強化月間」として、不正軽油撲滅の取組を全国で強化しています。

県では、「埼玉県不正軽油撲滅対策協議会」を設立し、行政、県警及び販売業者・消費者団体が連携し、不正軽油の撲滅に取り組んでいます。

今年度も次のような取組を行います。

## 1 不正軽油110番

不正軽油に関する次のような情報がありましたら、「不正軽油110番」まで情報をお寄せください。情報提供者の個人情報を守秘します。情報提供の際には、日時や場所等できるだけ詳細な情報をお願いします。

- ・「見知らぬ業者から飛び込みで異常に安価な軽油の売り込みを受けた」
- ・「不審な施設に頻繁にタンクローリーが出入りしている」
- ・「大量の白煙・黒煙を出しながら走行する車両を見た」
- ・「灯油や重油を自動車などの燃料として使用しているのを見た」

埼玉県総務部税務課課税担当 048 (830) 2658

電子メール a2640-06@pref.saitama.lg.jp



## 2 SNS

Facebook、Twitter 及びLINEを活用し、県公式アカウントを通じて不正軽油に関する情報提供を呼びかけます。

## 3 広報紙

県広報紙「彩の国だより」（令和4年10月号）に情報提供を呼びかける記事を掲載します。

また、県内各市町村の広報紙への記事の掲載を依頼しています。

## 4 PRポスター等

令和4年度不正軽油撲滅広報ポスターやチラシを、県税事務所、道の駅や関係団体などに配布し掲示することにより、不正軽油の違法性を周知します。

**STOP!! 不正軽油に関わる人はすべて罰せられます!**

不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されることを知りながら材料を提供・運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人なども重い罰則が適用されます。

**不正軽油とは**

- 主に灯油やA重油を不正に混ぜて、軽油と称して流通しているものです。
- 不正軽油は、軽油引取税の取扱にとどまらず、石油製品販売業、運輸業、建設業等の公正な市場競争を阻害し、環境汚染の原因にもなっています。

**不正軽油(製造)の主なパターン**

燃料油の種類: 灯油、軽油、A重油、ガソリン、軽油引取税

不正軽油の製造パターン:

- 灯油と軽油を混ぜる
- 灯油と軽油を混ぜ、添加剤を加える
- 灯油と軽油を混ぜ、添加剤と他の物質を加える

**軽油引取税を脱税すると**

軽油引取税を脱税すると、10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が科されます。なお、脱税額が1,000万円を超える場合は、脱税額相当の罰金が科されます。(地方税法144条の41)

**不正軽油を製造すると**

知事による製造の承認を受けずに軽油を製造すると、10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が科されます。さらに製造した法人には3億円以下の罰金が科されます。(地方税法144条の33)

**不正軽油を製造する者に原材料等を提供・運搬すると**

不正軽油の製造に使われることを知って原材料(灯油等)・資材・資金・土地・建物・車両・機械等を提供・運搬すると、7年以下の懲役、700万円以下の罰金が科されます。さらに法人には2億円以下の罰金が科されます。(地方税法144条の32)

**不正軽油を運搬・保管・購入・販売すると**

不正軽油と知って運搬・保管・購入・販売すると、3年以下の懲役、300万円以下の罰金が科されます。さらに法人には1億円以下の罰金が科されます。(地方税法144条の33)

**検査を拒否すると**

帳簿書類等の調査や採油、質問などを正当な理由なく拒否すると、1年以下の懲役、50万円以下の罰金が科されます。(地方税法144条の12)

**不正軽油の製造に関与した人も納税義務を負う場合があります。**

(地方税法144条の4)

不正な業者や無類などの仕入れをぜひお寄せください!

- 市販に比べて異常に価格が安い。
- 廃工場や空き倉庫などから油流し、刺漏れがある。
- 夜間や早期に不審なタンクローリーの出入りが多い。
- 不審な業者から、燃料の売り込みがある。

詳しくは、都道府県の税務担当課、または担当事務所にお問い合わせください。

埼玉県不正軽油撲滅対策協議会

事務局：埼玉県税務部税務課  
電話：048-830-2658  
E-mail：a2640-06@pref.saitama.lg.jp

令和4年度ポスター、チラシ（表）

チラシ（裏）

## 5 燃料の抜取調査の実施

軽油に灯油や重油などが混入していないか調査するため、以下の燃料の抜取調査を実施しています。

燃料の抜取調査に御協力をお願いします。

### ○ 路上抜取調査

県税事務所、環境部及び県警が連携して、主要幹線道路等において、ディーゼル車両のタンクから燃料の抜取りを行います。



路上抜取調査の様子（昨年度）

### ○ 大口需要者等抜取調査

軽油の大口需要者や石油製品販売業者等の燃料貯蔵タンク及びディーゼル車両のタンクから燃料の抜取りを行います。

### ○ 公共工事現場抜取調査

県税事務所、環境部及び県土整備部が連携して、ディーゼル車両のタンクから燃料の抜取りを行います。

## **参考 埼玉県不正軽油撲滅対策協議会構成団体**

- (1) 一般社団法人埼玉県建設業協会
- (2) 埼玉県石油業協同組合
- (3) 一般社団法人埼玉県トラック協会
- (4) 一般社団法人埼玉県バス協会
- (5) 一般社団法人埼玉県ダンプカー協会
- (6) 一般社団法人埼玉県環境産業振興協会
- (7) 関東信越国税局
- (8) 関東経済産業局
- (9) 関東運輸局埼玉運輸支局
- (10) 埼玉県警察本部
- (11) 埼玉県